



## ご案内

平成 24 年 4 月

お客様各位

**アボット ジャパン株式会社**

〒108-6305 東京都港区三田 3-5-27  
住友不動産三田ツインビル西館

### HER-2 遺伝子キット「パスビジョン® HER-2 DNA プローブキット」保険点数改正のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご厚誼を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成 24 年厚生労働省告示第 76 号および平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号により、標記製品の保険点数が下記のとおり改正され、本年 4 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

よろしくご高配を賜り、今後とも「パスビジョン® HER-2 DNA プローブキット」をお引き立てのほどお願い申し上げます。

謹白

#### 記

#### 保険点数改正

- 1) 保険点数が従来の2,500点から2,700点に上がりました。
- 2) IHC法との併算定が可能になりました(保険点数: 3,050点)。

#### 参考

#### N005: HER2 遺伝子標本作製

改正後	改正前
保険点数 1 単独の場合 2,700点 2 区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の3による病理標本作成を併せて行った場合 3,050点  留意事項 (1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法又はSISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。	保険点数 2,500点  留意事項 (1) HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 (2)本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (3)HER2遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。 (保医発0428第3号・第4号より抜粋)

\*N002-3: 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 HER2 タンパク(保険点数: 690 点)

以上

--- お問い合わせ窓口 ---  
カスタマーサポートセンター

0120-031441